

平成26年度 伏見小学校いじめ防止基本方針

学校の教育目標

よく考え 仲間とかがわって 行動できる子

～自己をきたえ仲間と高め合う学校をめざして～

《願う学校の姿》

(1)活力のある学校

- ◆課題に前向きに取り組む個と集団
- ◆自信になる宝物や自慢を創り上げる個と集団

(2)感動のある学校

- ◆満足感・安心感・存在感のある学年・学級集団
- ◆行事や児童会活動に積極的に取り組む集団

(3)笑顔のある学校

- ◆伏見小学校誇りの活動に取り組む集団
- ◆仲間づくりのための縦割り活動に取り組む集団

(4)成長を実感できる学校

- ◆活力・感動・笑顔をめざした取り組みの中で
自らの成長を実感できる個人や集団
(継続的・段階的指導、三付け指導)

《基本認識》

以下の認識の基に、いじめの防止にあたる。

- ・「いじめは、人間として絶対に許されない。」
- ・「いじめは、どの学校、どの子にも起こりうる。」
- ・「いじめは、人の心に大きな傷を残す。」

《学校の構え》

- ・いじめ問題には、常に危機感を持ち、未然防止、早期発見・早期対応を心がける。
- ・いじめを受けている児童の立場に立ち、全力で児童を守る。
- ・教育活動全体を通して、児童にいじめは絶対に許されないことを毅然と指導する。
- ・教職員の意識や態度の醸成に心がけるとともに、学校と保護者・地域と連携し、組織的にいじめのない学校づくりを行う。

指導の重点

知 確かな学力	徳 豊かな心	体 健やかな体
<ul style="list-style-type: none"> ○「わかる」「できる」授業追究 <ul style="list-style-type: none"> ・町学力向上推進事業の取組 ・自習のできる学習集団づくり ○伏見大好きっ子の育成 <ul style="list-style-type: none"> ・課題解決に取り組む総合 ・地域に学び成果や思いを発信 ○家庭学習の定着 <ul style="list-style-type: none"> ・定着のための段階的指導の徹底 ・家庭への積極的支援要望 ○読書活動の活性化 <ul style="list-style-type: none"> ・図書館の積極的活用 ・家庭と連携した家読 	<ul style="list-style-type: none"> ○人とかがわる力、思いやりの心の育成 <ul style="list-style-type: none"> ・人権教育の重視(心・命の授業) ・道徳、特別活動の充実 ・児童会活動の活性化(挨拶運動、言葉遣い、ボランティア活動) ・縦割り集団指導 仲よし班・通学班 ・SSTなどを活用した指導 ○一人一人の心に迫る生徒指導 <ul style="list-style-type: none"> ・集団と個を意識した指導 ・先手の生徒指導、教育相談 ・客観的調査結果を基にした指導 	<ul style="list-style-type: none"> ○自己理解とめあてを持った運動 <ul style="list-style-type: none"> ・検診検査結果を活用した指導 ・実態に合わせた目的のある運動 ・外遊びの奨励 ○健康安全の知識・実践力 <ul style="list-style-type: none"> ・保健授業の充実 ・命を守る実践的訓練実施 ・万一に備えた危機回避能力育成 ○生活習慣の見直し <ul style="list-style-type: none"> ・基本的生活習慣の定着 ・家庭と連携した食育・生活習慣の見直し
<ul style="list-style-type: none"> ○満足感・安心感・存在感を感じられる学年・学級づくり <ul style="list-style-type: none"> ・学年学級の仲間関係づくり ・自治力、自浄力の育成 ・ユニバーサル教育 ・学年集会、学年行事・諸取組 		
【低学年】仲間と共に活動する良さや楽しさを知る。	【中学年】仲間と共に活動する中で、互いの良さや頑張りを認め合う。	【高学年】仲間と共に全校のことを考え、学校のリーダーとして取り組む。

いじめ問題に対する具体的取組

【教職員】	【児童】	【保護者・地域】
<ul style="list-style-type: none"> ①いじめ未然防止対策委員会の設置 <ul style="list-style-type: none"> ・校長・教頭・教務主任・生徒指導主事・教育相談担当・学年主任 ②定期的な情報交流与ケース会議 <ul style="list-style-type: none"> ・月ごとの職員会、毎週の打合せ会による情報交流 ・必要に応じたケース会議 ・指導方針の確立、確認 ・定期的な見届け情報の確認 ③職員研修の実施 <ul style="list-style-type: none"> ・いじめ問題、学級経営、生徒指導にかかわる諸研修 	<ul style="list-style-type: none"> ①子どもにつく <ul style="list-style-type: none"> ・休み時間などの校内巡視 ・学級遊びなどの実施 ②学期ごとの教育相談 <ul style="list-style-type: none"> ・子どもたちの悩みや不安に対応 ・諸調査結果を基にした懇談 ③学期の諸調査、アンケートと指導 <ul style="list-style-type: none"> ・客観的な調査結果による問題の発見、それをもとにした指導 ④「あゆみ」を通した指導 <ul style="list-style-type: none"> ・児童の日記などを基にした情報収集と指導 	<ul style="list-style-type: none"> ①保護者への啓発 <ul style="list-style-type: none"> ・PTA総会、懇談会、家庭学級などの機会での説明 ・校報、通信などによる情報発信 ・必要に応じた家庭訪問、電話連絡、懇談、夏と冬の個人懇談 ・教育活動アンケートの実施 ②学校評議員、主任児童委員・民生児童委員、PTA役員との連携 ③関係機関との連携 <ul style="list-style-type: none"> ・御富町教育委員会、中濃子ども相談センター、カウンセラーなどとの相談・報告・通告

いじめ問題発生時の対応

- 1) いじめについての情報受信、問題発生
 - ・いじめの兆候を把握したら、速やかに情報を管理職および生徒指導主事、学年主任に報告する。事実確認については、組織的にあたる。
- 2) いじめられた児童から事実確認および保護者への対応
 - ・保護者の了解の下、いじめられた児童、いじめた児童、周りの児童から事実確認を行う。
 - ・事実確認に当たっては、児童の人権に配慮する。被害児童に対しては、特に時間をかけて共感的に確認する。
 - ・思い込みや憶測、先入観には十分注意し、時系列で正確な事実確認を行う。
 - ・家庭訪問をして事実確認する場合は、必要な場合は保護者に指導の不十分さを謝罪するとともに、その思いも十分に聞く。
- 3) 「いじめ未然防止・対策委員会」において、正確な事実の把握と対応方針の決定
 - ・事実確認から分かったことをもとに、全体で情報の整理を行う。
 - ・その情報をもとに、被害児童側と加害児童側、学級や学年への指導方針や指導内容を立て、共通理解する。また、指導に当たる上での、役割分担や注意点なども確認する。
 - ・決定内容は、すぐ全職員に伝え、全校体制で取り組むことができるようにする。
- 4) いじめた児童・保護者への対応
 - ・行った行為の問題点、行為を受けた相手の心情を伝え、考えさせる。
 - ・行為の重大性に気づかせ反省を促し、謝罪の方法や今後の責任の取り方を指導する。
 - ・保護者には、いじめの解決を通して心の成長を促したい思いを伝え、協力を依頼する。
 - ・保護者にも、子どもと共に解決の取組を考えてもらう。
 - ・家庭での子どもへの接し方などについて助言する。必要な場合は、相談機関やスクールカウンセラーなど紹介する。
- 5) 学級・学年全体への指導
 - ・事実を伝える場合は、本人と保護者の了解を得たのち、学級や学年、必要によっては学校全体で、いじめの問題点、いじめられた仲間の辛さ、傍観行為がいじめを助長することの問題性を理解させ、いじめを許さない学級・学年・学校づくりのために取り組む意識と態度を育てる。
- 6) 継続的指導
 - ・定期的に加害・被害両者の保護者に指導経過を報告する。そして、家庭での様子についても情報交換する。
 - ・全校体制で両者の児童への声かけや見守りを行い、児童の成長について情報交換を行う。
- 7) 関係諸機関との連携
 - ・常に教育委員会に事実、経緯など報告し、指導を仰ぐ。
 - ・相談機関やスクールカウンセラーとの連携を継続する。
 - ・暴力や恐喝など犯罪と関係するような場合は、警察と連携する。